

# 青森県障がい福祉サービス実施計画 (第7期計画) の最終案について

---

令和6年3月 青森県健康福祉部障害福祉課

# 青森県障がい福祉サービス実施計画（第7期計画）の最終案について

## 1 パブリックコメントの結果

1月29日から2月19日まで実施したパブリックコメントにおいて提出された意見及び意見に対する県の考え方は次のとおりです。

※計画に直接関係するものではないことから、計画への反映はありません。

提出された意見	県の考え方
児童発達支援等における欠席時対応加算について、重症心身障害児や医療的ケア児等は入院（検査入院含む）や体調不良、急変に伴う欠席が多いため、請求回数を現在の月最大4回から、利用日数に応じた回数に拡大できないか。また、加算額を増額できないか。	本計画に直接関わる内容ではないことから、計画に反映はしませんが、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
児童発達支援等において、本来の医療的ケア区分より低い区分で受け入れた場合、低い医療的ケア区分での報酬となるが、利用児童数により報酬を引き上げることはいできないか。	同上

## 2 パブリックコメント実施後の修正内容

パブリックコメント実施時の計画原稿案は令和6年1月22日付けでお送りしたところですが、その後の修正内容は次のとおりです。

修正内容	修正理由
<ul style="list-style-type: none"><li>「障害」の表記について、人や人の状態を表す場合は「障がい」に修正</li><li>「障害」、「障がい」の表記に係る考え方を追記（目次部分）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>第2回協議会で御説明したとおり、「障害」の「害」の表記が、人やその状態を表す場合にマイナスイメージを与える可能性があることから、県が新たに作成する公文書等において、人や人の状態を表すものとして「障害」を用いる場合は、「障がい」と表記することを原則としたところです。</li><li>上記取扱いは令和6年4月1日からの適用ですが、取扱いの趣旨を踏まえ、本計画では、これに先んじて表記を改めたものです。</li></ul>